

議事要旨

(石川局)

令和8年度第2回石川県最低賃金専門部会

開催日時：令和8年8月3日（月）10：30～12：10

1 主な審議事項

(1) 石川県最低賃金の改正金額について

2 労使各側委員の主張内容及び公益委員の考え方

労働者側 委員	引上げ額は64円を提示。根拠は、 ・ 富山県との最低賃金格差8円を早期に是正するため。 ・ 連合石川の春闘におけるベースアップ額（月額10,974円）を 時給換算すると、 $10,974 \text{円} \div 173.8 \text{時間} \div 63.1 \text{円}$ となり、 約64円となるため。 旨を主張。
使用者側 委員	引上げ額は40円を提示。根拠は実質賃金上昇率3.7%から算出 したもの。 人材確保のため、賃上げは必要不可欠との認識を持っている一方 で、 ・ 価格転嫁が十分に進んでいない、 ・ 物価上昇に伴い仕入れ価格も上昇している、 ・ 売上は増えているものの、収益率は悪化している、 特に中小企業では、 ・ 設備投資を抑制する、 ・ ベースアップ率を下げる、 ・ 人員削減を行う、などの対応で経営を維持している状況。 旨を主張。
公益委員	特記事項なし

3 答申の有無 有 ・ ☐ 無

4 今後の見通し

労使双方とも人材確保のため賃上げが必要であり、また北陸三県の賃金格
差是正については共通認識を有している。

5 次回開催日 令和8年8月5日（水）13：00 ～

6 その他